

世田谷区空手道連盟規約（改正案）

第一章

総則

- 第一条 本連盟は世田谷区空手道連盟と称する。
- 第二条 本連盟は事務局を杉並区高井戸西一―一四―七に置く。
- 第三条 本連盟は新年度初めに全加盟団体の代表者による総会を開き、前年度の決算報告を行うと共に、当該年度の年次計画と予算案について議決することとする。また、会長選任も同総会に於いて議決されるものとする。

第二章

目的

- 第四条 本連盟は空手道の普及発展および空手道を愛好する者の親睦融和、並びに区民体育の向上と青少年の健全な肉体と精神の育成を図ることを目的とする。

第三章

事業

- 第五条 本連盟は第四条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (一) 加盟団体および加盟者間の連携ならびに融和の強化。
 - (二) 空手道に関する調査、研究ならびに普及法の探索。
 - (三) 区の実施する区民体力向上に関する諸施策に対し、空手道を通じて協力する。
 - (四) その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行う。

第四章

加盟および組織

- 第六条 本連盟は区内に所在する空手道団体の空手道愛好者で連盟の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第七条 本連盟に加入しようとする者（団体）は所定の加入申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。
- 第八条 加入申込みがあった場合、会長は理事会にその可否を諮り、直ちにその結果を当該者に通知すると共に加盟団体に告知するものとする。
- 第九条 本連盟を脱退する時は、その理由を添えて会長に申し出てその承認を得るものとする。
- 第十条 本連盟の目的に反する行為や名誉を傷付ける言動、或いは経理上の不正があった場合は総会に於いてその者を除名その他の処分が出来るものとする。
- 正当な事由なく又は委任状もなく総会を欠席した者は本連盟を脱退し

第十一条

たものとみなす。
本連盟を脱退した者ならびに団体、除名された者ならびに団体は連盟の財産に対する一切の権利を失うものとする。

第五章 役員

第十二条

本連盟には次の役員を置くものとする。

- (一) 会長一名
- (二) 副会長若干名
- (三) 理事長一名
- (四) 副理事長若干名
- (五) 常任理事(正・副会長、正・副理事長および事務局長、他若干名)
- (六) 理事(全評議員約半数)
- (七) 常任顧問若干名
- (八) 会計一名
- (九) 会計監査二名
- (十) 事務局長一名
- (十一) 事務局次長若干名
- (十二) 評議員(各団体の代表者)
- (十三) 役員に欠損が生じた場合は随時これを補充する。この場合の

任期は前

任者の残任期間とする。

付則

名誉職については、区連や空手道界に対する貢献度が大きなことは固より、人格識見など申し分ないと思われる場合は理事会の承認を得て置けるものとする。但し、名誉職には議決権はないものとする。

第十三条

本連盟の役員の出法は次の通りとする。

- (一) 会長は自薦、他薦を含め総則第三条の総会に於ける選挙によって多数決を以って選考する。
 - (二) 理事長・副理事長は理事会に於いて理事の中から選出し、会長が任命する。
 - (三) 常任理事は正・副会長、正・副理事長および事務局長が兼務すると共に、理事長が理事の中から若干名を推挙し、第十二条六項の理事によってその可否を議決する。
 - (四) 会計はなるべく帳簿に精通した者を当てる。
 - (五) 会計監査も右四項に同じ。
 - (六) 事務局長および事務局次長は会長が推挙し、理事会に諮って決定する。
 - (七) 常任顧問は必要に応じて適当と思われる人物を常任理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 本連盟の役員の出法は次の通りとする。
- (一) 会長は本連盟を代表し、連盟全体を総轄する。
 - (二) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
 - (三) 理事長は常任理事会ならびに総会等の議長として議事進行の任に当たり、決定事項の実行・実現を図る。

第十四条

- (四) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (五) 常任理事は常任理事会を組織し、本連盟に関する重要事項を議決し、理事長と共に決定事項の実行・実現に努める。
- (六) 理事は理事会を組織し、本連盟の業務に関する事項を議決すると共に決定事項を執行する。
- (七) 事務局長は会議に議事録、加盟団体への各種案内状や大会手続書等の作成および送付を行う。
- (八) 事務局次長は事務局長の煩雑な職務を補佐する。
- (九) 会計は本連盟の財務を預かり、総会に向けての決算報告書と次年度の予算書を作成する。
- (十) 会計監査は経理を監査する。

第十五条

本連盟の役員の任期は次の通りとする。

- (一) 全ての役員の任期は二年とし、連盟の硬直化防止のため再任については三期六年までとする。
- (二) 役員に欠損が生じた場合は随時これを補充する。但し、この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- (三) 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うこととする。

第六章 会議

第十六条

本連盟は各種決定事項を会議に諮るため次の会を置く。

- (一) 原則として年度初めに一回の総会（理事会）を開くこととする。但し、必要に応じて理事長が適宜召集する事ができるものとする。

(二) 理事会（適宜）

(三) 常任理事会（適宜）

付 則

必要不可欠なものについては常任理事会の議決を経て専門委員会を設けることとするが、初期の目的を達成できたもの並びに重要性を失ったものについては速やかに解散するものとする。

常任理事会は理事長が適宜招集し、理事長が議長を務めるものとする。理事会は加盟団体の代表者の中から選出された者で構成し、理事長が議長を務めるものとする。

総会（理事会）は出席者が委任状を含め、全理事の過半数に達しなければ議事を開き議決する事が出来ない。

第七章 経理事項

第二〇条

本連盟の経費は、会費、加盟金、大会参加金、寄付金、および交付金その他の収入をもってこれに当てる。

第二一条

会費、大会参加費および加盟金は総会（理事会）の議決を経て定める。

第二二条 本連盟の会計年度は毎年一月一日に始まり、同年十二月三十一日に終わる。

付則

この規約は平成二五年四月一日から効力を生ずる。
平成二五年七月一日改定・平成二六年六月二日改定・平成二九年三月十一日改定